

屋外広告物の改修等に係る補助制度のご案内

■補助制度の趣旨

丹波篠山市屋外広告物条例の規定に適合しない既存の屋外広告物について、条例の規定に適合するよう屋外広告物の改修又は撤去を行う場合に、予算の範囲内において費用の一部を補助するものです。

■補助の対象者

屋外広告物の所有者又は管理者（所有者の同意が必要）が対象です。

■補助対象経費

屋外広告物の改修又は撤去に要する経費が対象です。

■補助金の額

1 補助限度額

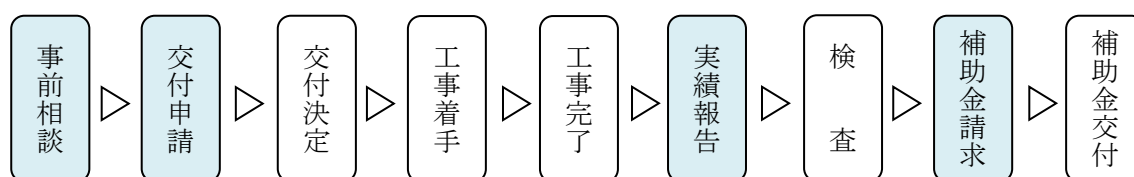
区分		補助率	補助限度額
既存不適格屋外広告物		1 / 2 以内	75万円
上記以外の屋外広告物	自家用広告物	1 / 3 以内	50万円
	上記以外の広告物		30万円

※ 既存不適格屋外広告物とは、改正前丹波篠山市屋外広告物条例（令和3年3月31日まで）の規定により適法に設置されていた屋外広告物のうち、改正丹波篠山市屋外広告物条例の施行（令和3年4月1日）に伴い許可基準に適合しなくなるもので、改正条例の規定による経過措置の適用を受けるものをいいます。

2 屋外広告物を掲出するために設置する工作物に対する補助

区分	加算額	摘要
工作物に景観色を塗装する場合	5万円	上記1の補助限度額に加算

■手続きの流れ



■申込み（交付申請）方法

市と事前相談の上、申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

- ① 屋外広告物改修等事業補助金交付申請書
- ② 屋外広告物の付近見取図、現況写真
- ③ 屋外広告物の図面（色彩、意匠、高さ、面積等を表示したもの）
- ④ 工事見積書
- ⑤ 屋外広告物許可書の写し（許可書の交付を受けているものに限ります。）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

お問い合わせ先

丹波篠山市まちづくり部地域計画課景観室
〒669-2397 丹波篠山市北新町 41
Tel : 079-552-1118 (直通) Fax : 079-552-0619
E-mail : chiikikeikaku_div@city.sasayama.hyogo.jp